

細則に定める株券喪失登録情報等照会システム利用料の支払基準及び支払方法
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)は、株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する細則第4条に基づき、照会システム利用料の支払基準及び支払方法等を次のとおり定める。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 請求先及び振込先の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参加者である利用者は、機構に提出してある株券等に関する業務規程第111条に係る「手数料請求先等に関する届出書」をもって「株券喪失登録情報等照会システム利用料請求先等に関する届出書」を提出したものとみなす。なお、利用者が社名、照会システム利用料請求先又は照会システム利用料の振込銀行を変更する場合には、「手数料請求先等に関する届出書」により、事前に機構に届け出るものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成17年7月1日から施行する。</p>	<p>株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)は、株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する細則第4条に基づき、照会システム利用料の支払基準及び支払方法等を次のとおり定める。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 請求先及び振込先の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参加者である利用者は、機構に提出してある業務規程第111条に係る「手数料請求先等に関する届出書」をもって「株券喪失登録情報等照会システム利用料請求先等に関する届出書」を提出したものとみなす。なお、利用者が社名、照会システム利用料請求先又は照会システム利用料の振込銀行を変更する場合には、「手数料請求先等に関する届出書」により、事前に機構に届け出るものとする。</p> <p>3. (略)</p>